
令和 8 年 第 4 回 臨時会

上富良野町議会会議録

令和 8 年 7 月 15 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（ 7 月 1 5 日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	2
○日程第 3 議案第 1 号 令和 8 年度上富良野町一般会計補正予算（第 3 号）	2
○日程第 4 議案第 2 号 十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について	2
○閉 会 宣 告	6

令和8年第4回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	令和8年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）	7月15日	原案可決
2	十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について	7月15日	原案可決

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について 7月15日 1日間
- 第 3 議案第1号 令和8年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）
- 第 4 議案第2号 十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について

○出席議員（12名）

1番	佐藤大輔君	2番	荒生博一君
3番	湯川千悦子君	4番	米澤義英君
5番	金子益三君	6番	林敬永君
7番	茶谷朋弘君	8番	中瀬実君
11番	北條隆男君	12番	小林啓太君
13番	岡本康裕君	14番	中澤良隆君

○欠席議員（1名） 10番 井村悦丈君

○遅参議員（0名）

○早退議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	斉藤繁君	副町長	佐藤雅喜君
総務課長	上村正人君	商工観光課長	浦島啓司君

○議会事務局出席職員

局長	谷口裕二君	次長	飯村友香君
主事	木澤愛乃君		

午前11時00分 開会
(出席議員 12名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長(中澤良隆君) 御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は12名でございます。

これより令和8年第4回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎議会運営等諸般の報告

○議長(中澤良隆君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたします。

事務局長。

○事務局長(谷口裕二君) 御報告申し上げます。

本臨時会は、7月10日に告示され、同日、議案等の配布を行っております。

令和8年7月3日に議会運営委員会が開催され、付議事件、会期等について審議が行われ、会期は本日7月15日の1日間と決定しております。

議事日程の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本臨時会の案件は、町長から提出の議案2件であり、説明員につきましては、町長以下、関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長(中澤良隆君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(中澤良隆君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

11番 北 條 隆 男 君

12番 小 林 啓 太 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長(中澤良隆君) 日程第2 会期の決定についてを

議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案第1号、日程第4 議案第2号

○議長(中澤良隆君) 日程第3、議案第1号、令和8年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)、日程第4、議案第2号、十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消については、関連がございますので、一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(上村正人君) ただいま上程いただきました、議案第1号、令和8年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)につきまして、提案の要旨をご説明申し上げます。

1点目は、全国高校生朗読甲子園事業についてです。本事業の実施にあたり、当初予定しておりました、地域づくりセミナー開催支援金から、より助成率が高く事業趣旨にも合致する、未来を創る子ども応援事業助成金へ申請メニューを変更いたしました。この度、事業採択されたことに伴い、財源及び事業費の補正を行うものでございます。

2点目は、泥流地帯映画製作委員会の発足に伴う補正です。

7月23日に、町と製作委員会とで映画製作に係る連携協定を締結する予定であることから、これに伴う制作着手時の交付金の補正を行うものでございます。なお、本事業の財源につきましては、全額、十勝岳と共生するまちづくり応援基金を支消し、充当いたします。

以上申し上げた内容を主要要素とするとともに、不足する14万8千円については、予備費を充用し、一般会計補正予算を調製したところであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、ご了承願います。

議案第1号をご覧下さい。

議案第1号、令和8年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)。令和8年度上富良野町の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,023万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億4,998万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

1ページをお開きください。第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申しあげます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

19款、繰入金、7,978万円、21款 諸収入、45万円。

歳入合計、8,023万円。

2、歳出。

2款、総務費、8,037万8千円、12款 予備費、14万8千円の減。

歳出合計、8,023万円。

次に、令和8年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)にあわせ一括上程いただきました、議案第2号、十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について、その要旨をご説明申し上げます。

先ほど、同補正予算の提案理由の説明におきましても申し上げましたとおり、7月23日に、町と製作委員会との間で映画製作に係る連携協定を締結する予定であり、これに伴う制作着手時の交付金について所要の補正を行うものでございます。

その財源といたしまして、これまで当該事業を指定してご寄附いただきました、ふるさと納税を積み立てております、十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部を支消し、充当することとしたところであります。

つきましては、かみふらのふるさと応援寄附条例の規定に基づき、本議案を提出し、議会の議決を求めるものであります。

以下、議案を朗読し説明いたします。

議案第2号をご覧ください。

議案第2号、十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について、十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部を次により使用するため、かみふらのふるさと応援寄附条例第10条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記、1、支消金額、7,978万円。2、使用目的、十勝岳噴火災害の歴史を後世に伝える事業の財源に充てるため。3、使用年度、令和8年度。

以上で、議案第1号、令和8年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)及び議案第2号、十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消についての説明といたします。

ご審議いただき、議決くださいますようお願い申しあげます。

○議長(中澤良隆君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。4番、米澤義英君。

○4番(米澤義英君) お伺いいたします。今回の補正という形で、十勝岳共生の応援基金という形の中で映画を進めるための予算化がされているという状況になっております。この泥流地帯を映画化するための協定等も含めて、再度確認したいところがあります。この協定書の中身を見ますと、第3条に制作費はあくまでも2億円を目標とするということが書かれております。これは、2億円が集まろうがまた下回ろうが、それをこのあくまでも2億円の範囲内、集まらなくてもその範囲内で制作費を充てるという形の解釈でよろしいのか。

また同時に、この映画の著作権等はどのようにするのか。専門でないので分かりませんので、どのようにするのかお伺いしたいと思います。

あと、この3条の中には、着手時に前払金という形で4割を支給するという形の予算化もされておりますが、これは契約を交わした時点なのか。ちょっとよく分かりません。専門的な部分がありますので、映画の制作に関わったそのところを指すのかどうか、ちょっと分かりませんのでお伺いしたいと思います。

あとはですね、万が一、この映画が何らかの要因で出来なかった、あるいは途中で出来なくなって終わってしまうというような場合というのは、前段述べましたように一部支払っているわけですから、そういったものの返金だとか、そういった協定というのはこの中にはどのように理解しているのか、ちょっとよく分かりませんのでお伺いしたいと思います。

そういったものも含めて、非常にこの三浦綾子の文学を、慈悲の愛に満ちたそういった文学であり、その中からやっぱりこの泥流でこの町を再興する、その人との関係をよく映し出した、そういった僕は文学だという風に理解しているわけです。そういう意味では、非常にこの制作に当たっても、こういったものを傷つけてはならないという風に思っておりますので、これらの点についてお伺いしたいと思います。

あとは、この9ページの中に、朗読甲子園、地方創生のいい補助金が出たという形の中で新たな交付金のところに行ったと思います。合わせて、この泥流地帯の映画化を進める負担金も、これ新たな有利な交付金が出た中での組み替えなのか、ちょっとよく分かりませんので、この部分はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

ます。大まかではありますが、こちら辺が、ちょっとわかりにくいので答弁を求めたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 商工観光課長答弁。

○商工観光課長（浦島啓司君） 4番、米澤議員のご質問にお答えいたします。まず1点目、2億円という目標についての担保になりますけれど、こちら協定書記載のとおりであります。あくまでも努力義務として、しっかりと町は集めて予算計上をするところまでが努力義務として記載されておりますので、お認めいただいた範囲内での支出だけをしていくということになるかと思えます。仮に2億円集まらなかったとしても、そこでその金額をもって、お認めいただいたのであればその金額が上限になるような協定となつてございます。

2点目、著作権の所在についてでございますが、こちらは現著作権につきましては、泥流地帯映画製作委員会ということになります。この後の著作隣接権につきましては、例えばDVDですとかそういう頒布物のものになると、そういったものの権利関係はまたいろんなところを持つたりすることにもなるんですが、基本的には町が何か権利を持つものではなく、あくまでも原作の著作権は三浦綾子記念文学館、映画の著作権は映画製作委員会というような割り振りになる見込みでございます。

また、前払いのタイミングについてでございますが、こちらは連携協定が締結後速やかに、これはお支払いしていくと。すでに映画制作の動きというものはすでに進んでおりますので、それをさらに円滑にするために、これはなるべく早い段階でお認めいただいた上で、連携協定が締結完了次第、支出の手続きを進めていきたいと考えてございます。

もう1つ、映画化がならなかった時でございます。基本的にはこちらは双方誠意をもってしっかり作っていくということになりますので、基本的には途中で止まるということはあまり想定されてはいないと言いつつも、やはり何かしらの想定できない事態になったときには、その時にしっかりと考えていかなければなりませんし、もし不誠実な行動によりこれが協定が破棄になり、中止になった場合にはもちろん返還請求権を放棄するものではございませんので、そこはしっかりと対応できるように条文の中でも協定の条文の中でも、それも想定した書き方としてございます。

もう1つ、朗読甲子園の補助率、ごめんなさい、補助先でございますけれど、今回最初に当初予算においてお認めいただいた、こちらで計上させていただきましたものが、交付金の中でもセミナー助成と言いまして、わりかしこれまでも実績がありまして、しっかりとつくことはほぼ担保されてるものということで、确实なところで計上さ

せていただきました。今回につきましては初めて町の方でも使うことになろうかと思う補助金ですので、まだちょっとその採択の見通しがなかなか立たなかったことから、選択はしてなかったんですが、当然もちろんそれは並行して申請して参ったところでございます、この補助金につきましては補助率が3分の2ということになりますので、非常に財源的にも有利なものとなりました。合わせて少し費用のほうもまた少し膨らむ部分もありますけれども、トータルでは一般財源がしっかりと減らせられる有利な財源を取れたということで、今回選択に至った次第でございます。以上です。

○議長（中澤良隆君） 三浦文学館の、三浦文学の慈悲というところの答弁は。

商工観光課長答弁。

○商工観光課長（浦島啓司君） 4番、米澤議員のご質問に1点答弁漏れございましたので補足させていただきます。

ご承知のとおり三浦文学の代表作といえる作品で、50年経った今もなお書店で売られている大作であり、代表作である泥流地帯のその作品を毀損しない、三浦文学そのもの、なおかつ泥流地帯を毀損しない制作担保ということもしっかりと協定の中に組み込んでございまして、これはもちろん努力配慮ということではございすけれど、そういった作品であることをしっかりと鑑みて、制作規模であることも1つ。また1つが、しっかりと商業作品として作ることもその水準担保の手法の1つでございます。

また、こちら協定の中に入っておりますけれど、国内外の主要映画祭に出展を前提とするといったところで、すでにこれが単なる受注型の発注型の地域映画ではなくて、しっかりと多くの人に見てもらうため、後世に残すに足りるクオリティの芸術作品、文化作品としてしっかり作ってもらうといったことも協定の中に盛り込んでございまして、そちらで、また、しっかりと著作権者であります三浦綾子記念文学館さんにもしっかりと、その辺はアドバイスをいただいた上で進めて参りたいと考えてございます。以上です。

○議長（中澤良隆君） その他、質疑はありませんか。

11番、北條隆男君。

○11番（北條隆男君） この映画化の話なんですけども、8,000万円といったら、ものすごいお金で、町として出すんだから、もしこれ途中でぼしゃるということはないと思うけども、本来は作ってほしいんだけど、そういう時に、これ責任問題出てくると思うんですよ、8,000万円のお金を使うということは。その時に町長の今までも思いも言ってくれないし、町長はどうい

う風に考えてるのか。やっぱり8,000万円のお金をこの契約書で出すということは、町長の思いもあってやってると思うので、町長、そこら辺の責任問題と、町長の思い聞かせてくれませんか。

○議長（中澤良隆君） 町長答弁。

○町長（斉藤繁君） 11番、北條議員のご質問にお答えしたいと思います。私の決意ということで、決意は、この映画を始めると言った時、もう9年前、前の町長の時から、その決意は、その時々で発していると思います。

私が町長になってから、この3度目の挑戦をお許し、お認めいただいて、その時もぜひ実現したいということで、決意を述べさせていただきました。そして、町民の皆様、議会の皆様、そして我々執行者としても努力を重ねてきて、今日やっと、まだこれが最後ではありませんけど、やっとここまでやってこれたということで、もうあとはラストスパートに入ってきていると思います。しっかりと完成まで気を抜かず責任を果たしていきたいと思っております。

8,000万円という、とりあえず、前払金の8,000万円という、これは皆様方から、町民以外の全国の方からいただいた、ご寄付を元に支出しているわけですが、これをやはり支出しなければならない、そういう意志でもらったお金ですから、しっかりと相手方にお渡ししなければならないという責任はすごく感じておりますし、相手方が、しっかりとその映画を作ってくれるという会社であるということを吟味しながら、この協定に結びついたところであります。しっかりとその責務を製作委員会にお渡ししますが、その製作委員会のほうにもしっかりと意思疎通を図りながら、そして、町としてやることをしっかりとやりながら、エンターテインメントの世界です。100%というのは、なかなか誰も言えないところですが、できるところは、しっかりとできるところまでするというのが私の責務、町としての責務だと思っておりますので、それをしっかりと全うしていきたいという風に考えております。以上です。

○議長（中澤良隆君） 11番、北條隆男君。

○11番（北條隆男君） 最後のその、私聞いたのは、町長としてのやっぱりトップなので、これだけ町長自信持ってやるっていう構えがあるんであれば、いや、たとえ失敗しても私が責任取るぐらいの気持ちがあれば、町長としてやっぱり、我々についてこいと言われても、なかなか難しいことになるから、そこら辺の思いを聞いているんであって、ただ淡々と進めていきますということじゃなくて、町長、やっぱり責任って、最後はやっぱり誰かが取らなくちゃならないんですよ。8,000万円のお金を出すんですから。たとえ寄付でもらったお金でも、これ1回

はやっぱり十勝岳と共生する基金に入ってるんだから、町のお金なんですよ。これ、町長の個人のお金でないんだから、そこら辺の意思を町長に言ってくれということなんですよ。

○議長（中澤良隆君） 町長答弁。

○町長（斉藤繁君） 11番、北條議員のご質問にお答えしたいと思います。映画化に関わらず、町の行政の執行に関しては、責任は最終的には私が、どういう形になるかは、まあ色々なケースがあると思いますが、最終的には私が責任を取る。どんな事案でもそういう風なものになっております。映画に関しても、しっかりと最終的には、町長の責任ということで、それはどの事業も関わりは、変わりはありません。しっかりと、この映画事業についても、まあ、万が一という言葉であらかじめ言うのもあれですが、しっかりと最終的には私が責任を取るような行政の事案ですので、皆様のご理解、そして変わらぬご支援を町民の皆様も含めまして、もうラストスパートにかかっておりますので、ぜひ賜りたいと、このように思っております。以上です。

○議長（中澤良隆君） その他、質問ございますか。5番、金子益三君。

○5番（金子益三君） 今町長の覚悟というか、その責任をきっちり全うするというご答弁だったと思います。具体的にどのような責任の取り方とかっていうのは、まあ想定の話ですからわからないかもしれないですけども、具体的にどのような形でその8,000万円の使い道ですね、駄目なことを私はあんまり言いたくないですけども、万が一の場合っていうときには、もちろん今町長がはっきりと、おっしゃっていただいたので、どういう形を取られるか、できればお聞かせください。

○議長（中澤良隆君） 町長答弁。

○町長（斉藤繁君） 5番、金子議員のご質問にお答えしたいと思います。想定の話ですので、あらかじめこれをこうということは言えませんが、責任の所在は、どういう形になるかは、ケースバイケースで、はっきり明言はすることはできませんが、もう明らかに理事者としての責任はございますので、それはしっかりと成功する方に向かっていくにしろ、万が一のことがあったにしろ、責任は最終的には私にあるということは申し上げたいと思います。

○議長（中澤良隆君） その他、質疑はありませんか。

（会場より「なし」との声あり。）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（会場より「なし」との声あり。）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第1号、令和8年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第2号、十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（中澤良隆君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和8年第4回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前11時28分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

令和8年7月15日

上富良野町議会議長 中 澤 良 隆

署 名 議 員 北 條 隆 男

署 名 議 員 小 林 啓 太